

## 日本医療薬学会 Postdoctoral Award 選考規程

第1条 日本医療薬学会は、医療薬学分野に関する研究課題に取り組んだ学業活動により学位を取得した本学会会員を対象に、優れた学業研究を修め将来性が期待できる者を表彰するため、日本医療薬学会 Postdoctoral Award を制定する。

2 本賞の対象となる学位の種類を博士に限定し、その分野を問わない。

第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。

第3条 授賞対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本学会の会員であること。
- (2) 学位（博士）の授与日より3年以内であること。

第4条 表彰は年1回、授賞は原則として10名以内とする。

第5条 授賞候補者は学術関連賞選考委員会が選考する。

第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。

第7条 受賞者の表彰は学会賞表彰式において行う。

第8条 受賞者は、受賞年度に開催される年会において受賞講演を行う。受賞者は、受賞研究に関する紹介記事を執筆する。

第9条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。

附則 この規程は2020年6月1日より実施する。

制定 2011年11月15日  
2019年10月3日  
2020年6月1日